

社会保障・税に関わる番号制度に対する意見

平成23年4月13日

全 国 知 事 会

1 基本的な考え方

- 番号制度には、常にプライバシー保護の観点から問題点が指摘されており、国民の不安を払拭し、信頼される社会基盤として導入するためには、まずは、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、その結果に基づいた個人情報保護方策を示し、確立することが求められる。
- また、行政運営の効率化など、行政サイドからの必要性だけでなく、利便性の向上や社会保障・税分野における公平性・公正性の確保など、住民サイドに立った具体的なメリットを、番号制度導入後の社会保障・税制度の全体像とともに分かりやすく示し、国民的な議論を喚起する必要がある。
- 1月31日の政府・与党社会保障改革検討本部で決定された「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」では、番号を利用できる分野を、年金、医療、福祉、介護、労働保険の各社会保障分野、国税及び地方税の各税務分野としているが、これらの分野は、住民に身近な地方公共団体が直接担い、あるいは、地方公共団体の事務と密接に関連するものであり、番号制度の制度設計に当たっては、実務を担う地方の意見を十分に反映すべきである。
- 全国知事会では、先般、内閣官房に対し、地方が担う行政サービス・事務での具体的な活用事例（市町村の事務を含む220事例）や活用にあたっての課題、番号制度についての意見・提案等を提出し、その多くが基本方針に盛り込まれたが、同方針では、「国と地方公共団体・関係機関が相互に調整する場を設けるなど、地方公共団体等の実情を踏まえながら、番号制度の実現に向けて議論・検討を進めていく」とされたところであり、本会としては、このような場を活用し、検討の進捗に応じて、引き続き積極的な提案等を行っていく。

2 個別事項

(1) 制度の枠組み

① 付番、情報連携等

- 番号制度の構築にあたっては、住民基本台帳ネットワークシステムや公的個人認証サービスなど、既存のインフラをできる限り生かした効率的な整備を図るべきである。

- 様々な機関相互の安全な情報連携を支える仕組みを構築するため、現在、総務省が地方と連携し推進している「地域情報プラットフォーム標準仕様」に基づくサービス連携等の基盤整備を着実に進めるべきである。
- 情報連携の範囲をできる限り広く設定し、ある程度以上の公的手続に番号の記載等を義務づけることや、資産・消費に係る情報を把握できる仕組みとすること等により、幅広い行政サービスや税務事務において活用できる制度とすべきである。
 - ※税の申告書、納税証明願のほか、法人登記、不動産登記、自動車登録等にも番号の記載等を義務づけることで、地方税の納税義務者を特定できる。
- 特に、公営住宅への入居や奨学金の申請など、社会保障に関連する分野においては、番号制度の活用を積極的に推進し、添付書類の省略などにより、国民の負担軽減等を図ることが望まれる。
- また、紐付ける情報により、番号制度を活用できる行政サービス・事務や活用の内容が大きく異なることから、具体的な情報連携の範囲を早期に示すべきである。
- 都道府県の条例に定める事務の処理に関し、一定の情報を利用・提供可能とするなど、番号制度の利用範囲を地方公共団体が独自に設定できる方策を検討すべきである。
- 徴収や給付、申請手続等が世帯単位のものもあり、導入する番号以外の番号（世帯番号等）の付番・管理についても検討すべきである。
 - ※国民健康保険料(税)など

② 情報の更新等

- 紐付けられる情報の正確性と最新性を担保するため、情報を管理する機関において厳格なチェック体制を構築するとともに、情報の登録権限や登録履歴の取扱、情報の更新に関するルール化を検討すべきである。

(2) 個人情報保護の方策

- 情報漏洩防止対策や目的外利用制限の厳格な運用はもちろんのこと、原則として、自己情報に対する全アクセス履歴の確認を可能とするなど、個人情報保護の徹底を図る必要がある。特に、診察履歴など、極めて慎重な取扱が必要な情報を紐付ける場合や、民間機関も含めた情報連携を行う場合には、本人の了解を前提とすることや、自らの情報の共有化を望まない場合の取扱について、行政事務の効率化等と比較考量しながら検討すべきである。

- 自己情報に関する情報開示権（アクセス請求権）や削除・修正権の在り方、さらには、これらの実効性を高める独立性の高い第三者機関の設立や同機関への調査、勧告、措置要求等の権限の付与についても、個人情報保護の徹底を図る観点から検討すべきである。

(3) 今後の進め方

- 番号制度の確実な導入に向け、社会保障や税の分野における制度改革、関係機関相互の情報連携の実現、個人情報保護の徹底などに関する法令整備を着実に進めるとともに、多くの行政実務を担っている地方公共団体が参画する「国と地方公共団体・関係機関が相互に調整する場」を早期に設置すべきである。
- 番号制度の導入に伴う新たなシステムの構築、あるいは既存システムの大幅な変更等に当たっては、個人情報保護やセキュリティ面での万全の措置とともに、地方に新たな経費負担が生じることのないよう、十分な財政措置を講じるべきである。
- 後期高齢者医療制度の創設時のような混乱が生じないよう、十分な周知期間を設けるべきである。

(4) その他

- 大規模災害時において、市町村等有する住民情報等は、被害の正確な把握や当面の被災者支援、さらには復興対策に不可欠なものであり、番号制度の制度設計に当たっては、市町村の行政機能そのものが失われる事態も想定し、危機管理の観点から、本人確認の仕組みやバックアップシステム、紐付ける情報の範囲、目的外利用・提供の特例措置等を検討すべきである。
- 災害時要援護者の情報を地域支援者（自治会、自主防災組織など）に対して提供する際にも、多くの自治体で要援護者本人の同意を必要としているのが実情である。個人情報の適正な管理は当然のことだが、番号制度の導入に併せて、情報を活用するケースに応じた取扱のルールづくりが求められる。